

日米投信のアンバンドリング(クリーン・シェア)、 セミバンドリング、バンドリング(レガシー・シェア)

～日米ネット証券手数料無料化の代替収益源である投信会社等からの
信託報酬・販売会社分やレベニュー・シェアリング、ラップ口座/SMAや
保険・年金へのシフト～

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

日米ネット証券手数料無料化の代替収益源

手数料無料化で米国を追い上げる日本のネット証券(一部の対面証券)だが、その鍵を握るのが代替収益源となる。
米国での代替収益源は、(1)金利収益、(2)投信会社等からの信託報酬・販売会社分やレベニュー・シェアリング、(3)ペイメント・フォー・オーダーフロー(取引所への注文回送手数料)、(4)有料サービス(取引時間拡大等)、(5)ラップ口座/SMA や保険・年金など手数料のあるプロダクトへのシフトなどである(2020年1月27日付日本版ISAの道 その294～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

米国での代替収益源の(1)は今の日本では難しく、(3)は米国ではチャールズ・シュワブもフィデリティも使っておらず(2020年1月27日付日本版ISAの道 その294～URLは後述[参考ホームページ]①参照)、「**ペイメント・フォー・オーダーフローなどの代替となる収入源がある米国とは違い、現物は日本では簡単に無料にならない。**」(2020年2月15日付週刊東洋経済～URLは後述[参考ホームページ]①参照)とも言われる。こうなると、(2)、(4)、(5)が重要で、(2)と(5)については投信に深く関わり影響を与えている。その最新動向を見る前に下記表を参照の事(後述※1、2018年7月9日付及び2019年4月30日付Morningstar～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

米国モーニングスターが提唱する投信バンドリング分類/Bundling Classification(*)
*米国モーニングスターが提唱する投信バンドリング分類(Bundling Classification)は、投信会社と販売会社とファイナンシャル・アドバイザー及びファイナンシャル・プランナーと投資家の間で取り決められたサービス・フィー・アレンジメントに基づく分類方法。米投信シェアクラスを「アンバンドリング/Unbundled(クリーン・シェア)」、「セミバンドリング/Semibundled」、「バンドリング/Bundled」の3つに分類する。 2019年12月31日現在

フィー&エクスペンス、コミッション	主な支払先	アンバンドリング/Unbundled (クリーン・シェア/Clean Share)	セミバンドリング/Semibundled	バンドリング/Bundled (レガシー・シェア/Legacy share)
		運用およびファンドのオペレーション費用のみを徴収する。アドバイザリー口座専用ファンドに多い。別途、フィーがかかる(投資家が直接支払う)。	12b-1フィーが無く、レベニューシェアリングはある。アドバイザリー口座専用ファンドに多い。多くのETFも含まれる。	伝統的なコミッション(販売手数料や12b-1フィー)がある。フロー・カレジオ口座。
該当するシェアクラス(括弧内は一般的な場合)		バンガード/Vanguardのシェアクラス全部、退職専用口座シェアクラスのR6等	機関投資家シェアクラスのシェア、退職専用口座シェアクラスのR1～5シェア等	A(購入時手数料が9.75%～5.75%、12b-1フィーが0%～0.5%)、 B(購入時手数料が0%、12b-1フィーが1%、換金時手数料が当初4～5%で、毎年減って6～7年で0%になる/Contingent deferred sales charge/ODSC、その後AIに転換する)、 C(購入時手数料が0%、12b-1フィーが1%、換金時手数料が当初1年もしくは当初1年半1%で、1年後もしくは1年半後は0%になる/ODSC)等。
1	マネジメント・フィー /Management Fees	投信会社、投資顧問会社	○	○
2	ファンド・オペレーティング・エクスペンス /Fund Operating Expenses(※1参照) *下記サブトランスファー・エージェンシー・フィーを除く。	投信会社、アウトソーシング会社(Boston Financial Data Services等)、委託会社	○	○
3	サブトランスファー・エージェンシー・フィー /Subtransfer Agency Fees/Sub-TA Fees(※2参照)	販売会社	×	○
4	レベニュー・シェアリング及びプラットフォームその他利用フィー /Revenue Sharing, Platform, or Other Access Fees	販売会社	×	○
5	12b-1フィー/12b-1 Fees もしくはディストリビューション・フィー(Distribution Fees (日本の信託報酬・販売会社分に相当、上限1%))	販売会社	×	○
6	販売手数料/Loads and Commissions (購入時手数料/Front-end Load 及び換金時手数料/Back-end Load等、上限8.5%)	販売会社	×	○
7	売買委託手数料及びオペレーティング・フィー /Transactions and Other Operational Fees *エクスペンスレシオに含まれない。	販売会社	×	○
8	アドバイザ・フィーもしくはプランニング・フィー /Fees for Advice or Planning	販売会社、 ファイナンシャル・アドバイザー及び ファイナンシャル・プランナー等	×	×
純資産TOP3(シェアクラス) (2019年12月31日現在)		Vanguard 500 Index Admiral Vanguard Total Stock Mkt Idx Adm Vanguard Total Stock Mkt Idx Inst Pls	Fidelity® 500 Index Fidelity® Contrafund® American Funds Europacific Growth R6	American Funds Growth Fund of Amer A American Funds American Balanced A American Funds Income Fund of Amer A

※1: ファンド・オペレーティング・フィー/Fund Operating Expenses: マネジメント・フィー/Management Fees、トランスファー・エージェンシー・フィー/Transfer Agent Fees、カストディアン・フィー/Custodian Fees、
※2: サブトランスファー・エージェンシー・フィー/Subtransfer Agency Fees/Sub-TA Fees: 設定・解約や分配等の投資家口座管理をし、投資家向け報告書の作成・送付等を行うトランスファー・エージェンシーの再委託先をサブトランスファー・エージェンシーと呼び、そこに支払われるフィー。 12b-1フィーから払われたり、12b-1フィー以外から払われたりするが、ファンドの純資産から年0.15%などと言う感じで支払われる。

(出所: Morningstar, Broadridge, FINRA/Financial Industry Regulatory Authority/米国金融取引業規制機構より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が和訳も含めて作成)

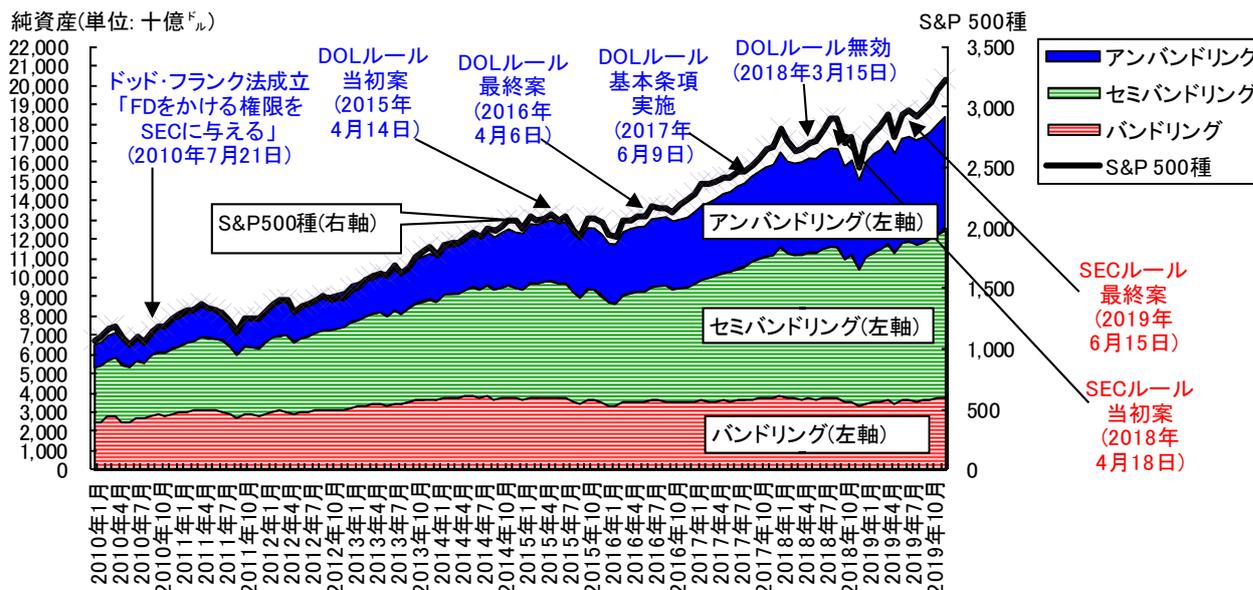
米国ミューチュアルファンドのアンバンドリング・セミバンドリング・バンドリング別資金動向

米国の手数料無料化の代替収益源で日本の参考となるものが、投信会社等からの信託報酬・販売会社分やレベニュー・シェアリング、ラップ口座/SMA や保険・年金へのシフトであるが、それを見るのに参考となるものが、下記図である。過去10年間の純資産と純設定である(ETF及びMMFは除く)。



米国ミューチュアルファンドの アンバンドリング・セミバンドリング・バンドリング別 純資産推移

2010年1月29日～2019年12月31日

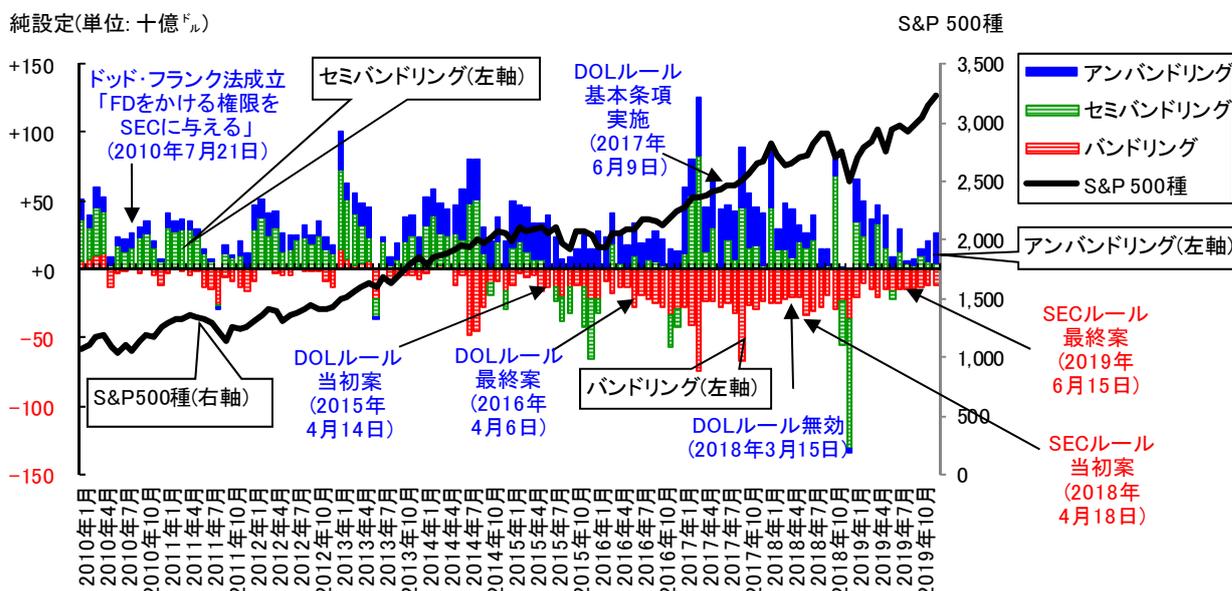


(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



米国ミューチュアルファンドの アンバンドリング・セミバンドリング・バンドリング別 純設定推移

2010年1月～2019年12月



(出所: Morningstar Direct、ブルームバーグより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

前頁図の青い部分に示される米国のアンバンドリング(クリーン・シェア～後述※1 参照)は2019年12月まで12カ月連続純流入で、2019年12月31日現在の純資産は5兆8439億ドル/約635兆円と過去最高を更新し続けている。冒頭で述べた「(5)ラップ口座/SMAや保険・年金など手数料のあるプロダクトへのシフトなど」は順調に進んでいる可能性がある。先月のコラム「ネット証券手数料無料化で先行する米国で進んできた機関投資家・アドバイザー(ラップ口座/SMA等)向け投信、ETF、保険、そして、非上場REITへのシフト～無料化した手数料に代わる代替収益源～」も参考の事(2020年1月27日付日本版ISAの道 その294～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

前頁図の緑色の部分に示されるセミバンドリングは2019年12月まで6カ月連続純流入で、2019年12月31日現在の純資産は8兆7248億ドル/約948兆円と過去最高を更新し続けている。冒頭で述べた「(2)投信会社等からの信託報酬・販売会社分やレベニュー・シェアリング」は順調に進んでいる可能性がある。昨年10月のコラム「米オンライン証券業界で第三次手数料値下げ戦争勃発!ゼロ・コミッション銘柄数増加競争から手数料撤廃へ!!～米国で上場ネット証券最大手のチャールズ・シュワブ vs ネット証券最大手のフィデリティ、投信大手でもあるフィデリティのゼロ・インデックス・ファンドは今～」も参考の事(2019年10月21日付日本版ISAの道 その285～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

前頁図の赤い部分に示されるバンドリング(レガシー・シェア)は5年8カ月連続純流出で、2019年12月31日現在の純資産は3兆7854億ドル/約411兆円。米国株高にもかかわらず2018年1月31日の3兆8783億円(過去最高)を超えられていない。バンドリング(レガシー・シェア)は、一般的な場合、A(購入時手数料が3.75%～5.75%、12b-1フィーが0%～0.5%)、B(購入時手数料が0%、12b-1フィーが1%、換金時手数料が当初4～5%で、毎年逓減して6～7年で0%になる/Contingent deferred sales charge/CDSC、その後Aに転換する)、C(購入時手数料が0%、12b-1フィーが1%、換金時手数料が当初1年もしくは当初1年半1%で、1年後もしくは1年半後は0%になる/CDSC)等で、販売手数料無料化の中、不振となる。

ただ、4カ月強後の2020年6月30日までに米国証券会社が遵守すべきSECルール(最善の利益規制/Reg BI)では、開示等を条件にバンドリング(レガシー・シェア)を容認するものであり(2019年12月16日付日本版ISAの道 その291～URLは後述[参考ホームページ]②参照)、その純流出額は減少傾向にある。

米国DOL/労働省ルールとSEC/証券取引委員会ルールの比較

2019年7月12日(SECルール施行日)現在

項目	DOLルール	SEC投資顧問法ルール	SECルール
規制対象	コミッション・ベースのプロモーター/証券売買業務をする者、フィー・ベースのアドバイザー/投資顧問業務をする者	フィー・ベースのアドバイザー/投資顧問業務をする者	コミッション・ベースのプロモーター/証券売買業務をする者
1 推進政権・政党	オバマ前政権/民主党	-	トランプ現政権/共和党
2 これまでの経緯とこれからの見込み	2018年6月21日に民主党主導のDOLルールが無効確定。2019年12月に共和党主導の新DOLルール公表。	1940年10月31日から実施、その後、追加・修正多々。	2018年4月18日に当初案公表。2019年6月5日に最終案公表、その中心的存在の「最善の利益規制」は2019年9月10日施行、2020年6月30日までに遵守。
3 根拠法と規制対象	ERISA法の下、退職口座における投資顧問/証券売買業務(証券・年金プロダクト)	1940年投資顧問法の下、課税口座または退職口座への投資顧問業務(証券プロダクトに限定)	1934年証券取引所法・1940年投資顧問法の下、ブローカーの証券売買業務(証券プロダクトに限定)
4 フィデューシャリー・デューティー	あり	あり(DOLルールより厳い、※1)	なし(※1)
5 集団訴訟	起こせる	起こせない(FINRAの裁定/仲裁)	起こせない(FINRAの裁定/仲裁)
6 販売手数料と代行手数料(セールス・ロード/12b-1)	なし(※2)	あり(条件付き)(※3)	あり(条件付き)(※4)
7 利益相反、金融インセンティブ(営業コンテスト、レベニュー・シェア/バックバック、サブ・トランズファー・エージェンシー・フィー等)	なし	あり(条件付き)	あり(条件付き) *限定的なメニューや自社プロダクトのみの提供、限定的な期間で特定の証券もしくは特定の種類の証券を販売する事をベースとした営業コンテストや販売奨励(日本のノルマ)、良否や賞品は禁じらる。
8 開示	大量の詳細な開示	Form ADV I, II (利益相反に関する事を含む)	Form ADV I, II, III (リレーションシップ・サマリー、やさしい言葉の使用)
9 預り残高等をベースに徴収するアドバイザーフィー	合理的な水準でなければならない(低コストが良い)	2%超を過剰と言うのが標準より高い事を開示すれば禁じていると思われない。	禁止(※5)。

※1: SEC投資顧問法ルールは、「注意義務/duty of care」と「忠実義務/duty of loyalty(受益者の利益)」からなる。「注意義務」は、1)アドバイザーは顧客の最善の利益、2)取引は最良執行、3)ポートフォリオのモニタリング継続。後者「忠実義務」は、アドバイザーが自分の利益を後回しにしても忠実に義務を果たす事。SECルールは「注意義務」の1)アドバイザーは顧客の最善の利益のみ(「忠実義務」の義務なし)。だが、退職口座については「忠実義務」が課される。
 ※2: 2016年10月にDOLは「プロダクト間で同じ水準の報酬を適用し、金融インセンティブを無くせば徴収可へ」と。
 ※3: 顧客に開示すれば良いが、退職口座は1974年ERISA/Employee Retirement Income Security Act of 1974/1974年従業員退職所得保障法で「なし」。
 ※4: やさしい言葉の開示、軽減をめざす方針や手続きの確立・維持・遵守が条件。
 ※5: SECルールは基本的にブローカー・ディーラーのブローカレッジ口座に対する規制で、売買委託手数料以外に「特別の報酬」があればアドバイザー(に登録してフィデューシャリー・デューティーのかかるアドバイザー口座)に対する規制となる(左記)。尚、アドバイザーとして残高手数料を徴収するブローカレッジ口座のあった時代もあるが、2007年5月から禁止されている。(出所:米DOL/労働省及びSEC/証券取引委員会等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)
 *赤は共和党の党としてのカラー、青は民主党の党としてのカラー。

※1: 米国モーニングスターの「投信バンドリング分類」、アンバンドリング(クリーン・シェア)...



米国モーニングスター/Morningstar は、投信をフィデューシャリー・デューティーや利益相反の度合いの視点からフィー&エクスペンス、コミッションによって3つの分類をしている。それが「投信バンドリング分類/Bundling Classification」で、3つの分類は「アンバンドリング/Unbundled(クリーン・シェア/Clean Shares)」、「セミバンドリング/Semibundled」、「バンドリング/Bundled(レガシー・シェア/Legacy shares)」である(下記*)。

*2018年7月9日付 Morningstar「The Future of Clean Shares」(<https://www.morningstar.com/blog/2018/07/09/clean-shares.html>)、
2019年4月30日付 Morningstar「Fund-Fee Study: 3 Things to Know About What's Driving Fund Fees Down」(<https://www.morningstar.com/insights/2019/04/30/us-fund-fee-study>)、2018年11月号 Broadridge「Clean Shares: What directors need to know going into FY 2019」(https://www.broadridge.com/_assets/pdf/broadridge-clean-shares-what-directors-need-to-know.pdf)を参照の事。

「アンバンドリング(クリーン・シェア)」は投信から次に述べる手数料を除き利益相反を無くした投信とされる。除く手数料は、「サブトランスファー・エージェンシー・フィー/Subtransfer Agency Fees/Sub-TA Fees」、「レベニュー・シェアリング及びプラットフォームその他利用フィー/Revenue Sharing, Platform, or Other Access Fees」、「12b-1 フィー/12b-1 Fees もしくはディストリビューション・フィー/Distribution Fees(日本の信託報酬・代行手数料に相当、上限1%)」、「販売手数料/Loads and Commissions(購入時手数料/Front-end Loa 及び換金時手数料/Back-end Load 等、上限8.5%)」、「売買委託手数料及びオペレーティング・フィー/Transactions and Other Operational Fees」等である。

「サブトランスファー・エージェンシー・フィー」がわかりにくい。投信の設定・解約や分配等の投資家口座管理をし、投資家向け報告書等の作成・送付等を行うトランスファー・エージェンシー(投信会社、アウトソーシング会社が行う)の再委託先をサブ・トランスファー・エージェンシーと呼ぶが、そこに支払われるフィーの事である。

「アンバンドリング(クリーン・シェア)」は米国ではDOL/労働省フィデューシャリー・デューティー・ルール(以下、DOLルール)向け投信として生まれたものである。DOLルールは2018年3月15日に無効(判決)となったが、フィデューシャリー・デューティーフィーの流れの下でDOLルール無効後も、さらに、世界的にも増え続けている(下記**).

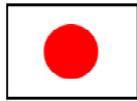
**2018年6月18日付日本版ISAの道 その226「日米新規設定ファンド最新動向～米国でDOLフィデューシャリー・ルール向け投信のTシェア&クリーン・シェアは今? 次はSECルール向け投信へ。規制当局の動向が投信の新規設定に大きな影響を与えている。～」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_180618.pdf)、2017年6月19日付日本版ISAの道 その186「クリーン・シェア投信は既に世界で拡大中!～米国フィデューシャリー・デューティー/受託者責任ルール向け投信のクリーン・シェア投信、米国に先行する英国やオランダ、インド等のクリーン・シェア投信を見る～」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170619.pdf)を参照の事。

アンバンドリング(クリーン・シェア)では、販売会社、ファイナンシャル・アドバイザー及びファイナンシャル・プランナー等は収益が無い。だから、投信とは別に顧客の投資家から直接「アドバイス・フィーもしくはプランニング・フィー/Fees for Advice or Planning」を顧客の合意の上、徴収する事となる。ただ、アドバイス・フィーもしくはプランニング・フィーも低下圧力を受けている(下記***).

***2019年5月20日付日本版ISAの道 その265「『米国ウェルスマネジメント最新動向』アドバイザーの未来、フィーの未来～史上初のネガティブ・フィー・ファンド! フィデリティがインハウスで貸株!! モデル・ポートフォリオにモーニングスターが参入しバンガード・フィデリティ・ブラックロックが参加!!! コスト低下やFD強化の流れがさらに進む中、アドバイザーはどうすればよい?～」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190520.pdf)を参照の事。

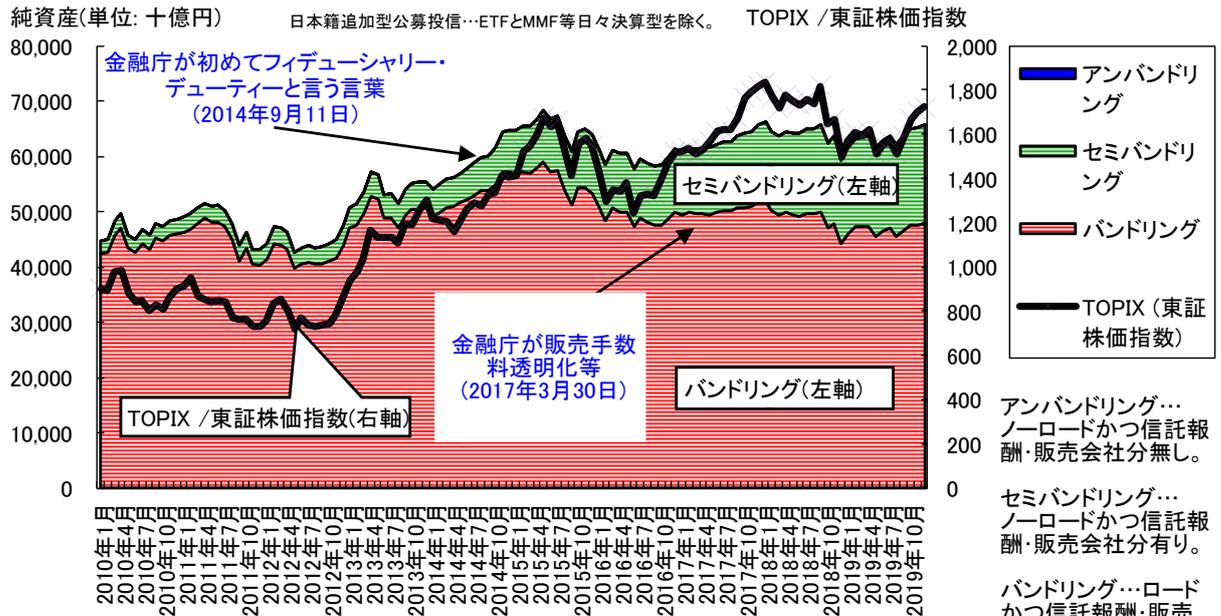
日本籍追加型公募投信のアンバンドリング・セミバンドリング・バンドリング別資金動向

以上の米国モーニングスターの「投信バンドリング分類」はまだ日本では提供されていない。そこで当コラムでは日本版「投信バンドリング分類」を作成した(後述※2 参照)。それが下記図である。

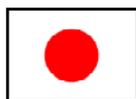


日本籍追加型公募投信の アンバンドリング・セミバンドリング・バンドリング別 純資産推移

2010年1月29日 ~ 2019年12月31日

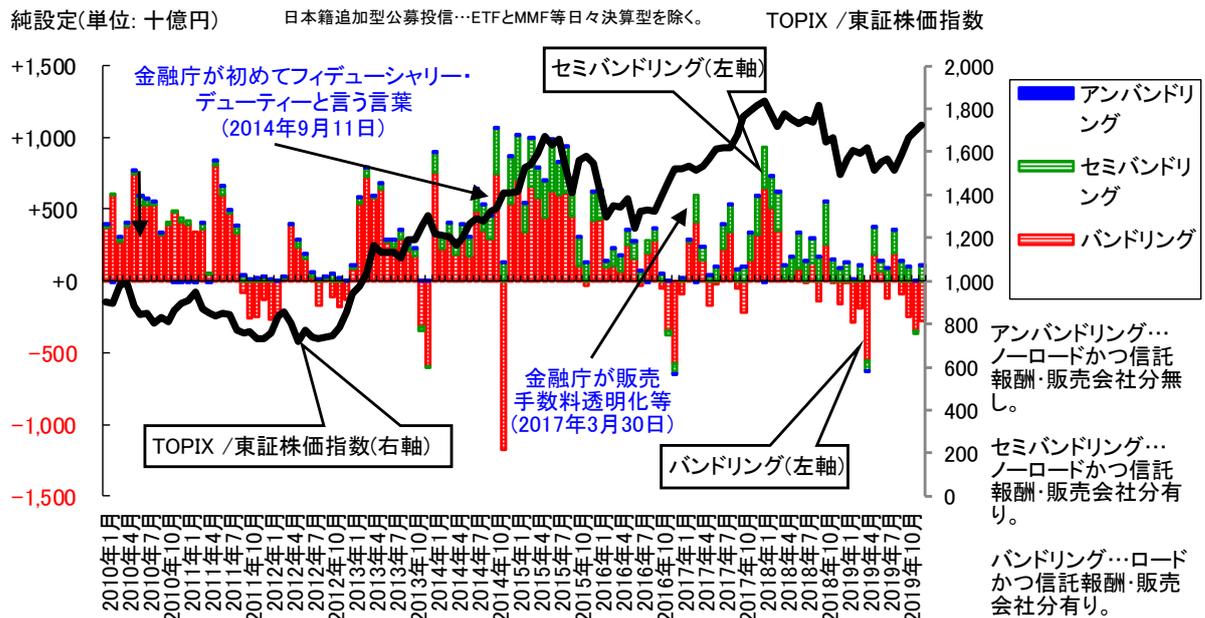


(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



日本籍追加型公募投信の アンバンドリング・セミバンドリング・バンドリング別 純設定推移

2010年1月 ~ 2019年12月



(出所: Morningstar Direct、ブルームバーグより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

前頁図の青い部分に示される日本版アンバンドリング(クリーン・シェア)はグラフでまるで見えないが、2019年12月まで6カ月連続純流入で、2019年12月31日現在の純資産は484億円と過去最高を更新し続けている。ただ、かなり小さく、この9割近くを1つのファンドが占めている。

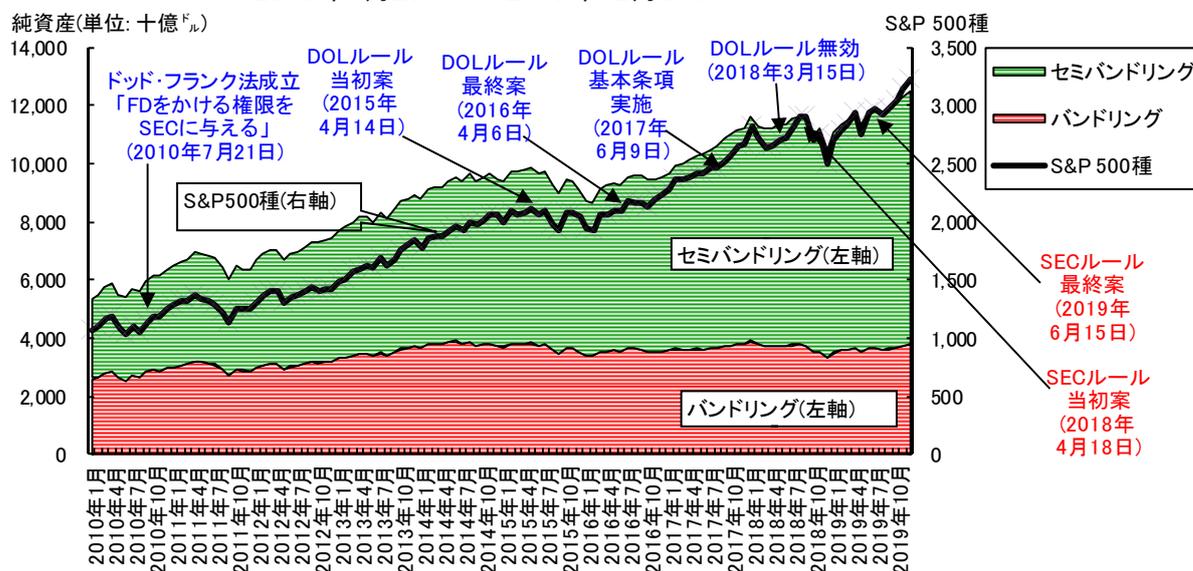
前頁図の緑色の部分に示される日本版セミバンドリングは2019年12月まで8カ月中7カ月連続純流入で、2019年12月31日現在の純資産は17兆9700億円と過去最高を更新し続けている。投信会社等からの信託報酬・販売会社分(レベニュー・シェアリングはデータが無いので不明)を代替収益源とする方法が順調に進んでいる可能性がある。「(ネット証券)各社が発表した『無料化』とはほとんどが投信の販売手数料のことだ。投信には運用の対価として購入後も一定期間ごとに支払われる信託報酬がある。販売手数料が無料でも赤字にはならない。」(2020年2月15日付週刊東洋経済～URLは後述[参考ホームページ]①参照)と言われる展開である。

前頁図の緑色の部分に示される日本版バンドリング(レガシー・シェア)は4カ月連続純流出で、2019年12月31日現在の純資産は47兆7450億円。日本株高にもかかわらず2015年5月31日の58兆9487億円(過去最高)を超えられていない。米国でもバンドリング(レガシー・シェア)はかなり低調であったので、米国と大きく違う推移でもない。米国と大きく違うのは、米国のセミバンドリング純資産が8兆7248億ドル/約948兆円とバンドリング純資産の3兆7854億ドル/約411兆円の2.3倍もある事で、それが米国ミューチュアルファンド純資産をかさ上げしている事。



米国ミューチュアルファンドの セミバンドリング・バンドリング別 純資産推移(除くアンバンドリング)

2010年1月29日～2019年12月31日



(出所: Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

日本が米国に近づく為には、日本版バンドリング(レガシー・シェア)の純資産を維持しつつ、ノーロードかつ投信会社等からの信託報酬・販売会社分有りの日本版セミバンドリング(日本にはデータが無いがレベニュー・シェアリング有りの純資産を押し上げていく事が必要となる。

仮に日本版セミバンドリングで十分なかさ上げ出来ないのであれば、米国でさらにかさ上げをしている「機関投資家・アドバイザー(ラップ口座/SMA等)向け投信、ETF、保険、そして、非上場 REIT へのシフト」(2020年1月27日付日本版ISAの道 その294～URLは後述[参考ホームページ]①参照)と言う事も考えられる。

「先行する米国の事情に詳しい野村総合研究所の吉永高士氏は、『日米では手数料無料化の順序が逆転している』と指摘する。米国のネット証券業界は、委託手数料や信用取引の金利などで稼ぐモデルからの脱却を90年代から始めていた。そのうえで現在無料化に進んでいるというのだ。国内のネット証券は手数料以外の差別化要因に乏しい状況が続いてきた。裏返せば、格安手数料以外の付加価値を顧客に提供してこなかったともいえる。このまま手数料完全無料の時代に突入すれば、激しい消耗戦が始まる。その中で生き残れる企業は少ないだろう。」(2020年2月15日付週刊東洋経済～URLは後述[参考ホームページ]①参照)と言う意見もある。

ネット証券の会社はもちろん、対面証券会社、そして、大きな代替収益源を持つ投信会社は、以上を踏まえながら、対応を考える必要があると思われる。

※2: 日本版「投信バンドリング分類」、直販投信…。

日本版「投信バンドリング分類」はモーニングスターの情報端末(Morningstar Direct)で入手出来る日本籍追加型公募投信の販売手数料と信託報酬・販売会社分を使った。



ノーロードかつ信託報酬・販売会社分無しを日本版アンバンドリング、ノーロードかつ信託報酬・販売会社分有りを日本版セミバンドリング、ロードかつ信託報酬・販売会社分有りを日本版バンドリングと見なし、それを使い、先述の米国の最新資金動向にグラフ体裁を合わせたものが前頁図となる(米国と同様、ETF及びMMFは除く)。

尚、直販投信では、信託報酬の内訳がA.「委託会社+受託会社」やB.「委託会社(販売会社)+受託会社」と言う所もあれば、C.「委託会社+販売会社+受託会社」やD.「委託会社・運用会社としての機能分+委託会社・販売会社としての機能分+受託会社」と言う所もある。今回は、モーニングスターの情報端末(Morningstar Direct)の信託報酬・販売会社分の有無で判断、AやBを信託報酬・販売会社分無しとして日本版アンバンドリング、CやDを信託報酬・販売会社分有りとして日本版セミバンドリングとしている。

以上

[参考ホームページ]

①2020年1月27日付日本版ISAの道 その294「ネット証券手数料無料化で先行する米国で進んできた機関投資家・アドバイザー(ラップ口座/SMA等)向け投信、ETF、保険、そして、非上場 REIT へのシフト～無料化した手数料に代わる代替収益源～」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200127.pdf」、
2020年2月15日付週刊東洋経済「背水の陣で臨む手数料ゼロ ネット証券5社の曲がり角」…
「<https://premium.toyokeizai.net/articles/-/22866>」。

②2019年10月21日付日本版ISAの道 その285「米オンライン証券業界で第三次手数料値下げ戦争勃発!ゼロ・コミッション銘柄数増加競争から手数料撤廃へ!!～米国で上場ネット証券最大手のチャールズ・シュワブ vs ネット証券最大手のフィデリティ、投信大手でもあるフィデリティのゼロ・インデックス・ファンドは今～」…
「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_191021.pdf」。

2019年12月16日付日本版ISAの道 その291「金融庁が参考とする米国のレギュレーション・ベスト・インタレスト/Reg BI! 日本に同様の規則が適用されたら、衝撃度は米国の比ではない? 鍵は「執行(enforcement)による規制/ルール策定!!! 保険版フィデューシャリー・ルール「ベスト・インタレスト・レギュレーション 187」適用!!!」…

「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_191216.pdf」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「<https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」、
「<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html>」～Google等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索～。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…
「<https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」、
「<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html>」

～Google等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索～

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。